

大田市税条例の一部を改正する条例  
大田市都市計画税条例の一部を改正する条例  
をここに公布する。

令和８年３月３１日

大田市長 **楫野弘和**

## 大田市条例第 17 号

### 大田市税条例の一部を改正する条例

大田市税条例（平成 17 年大田市条例第 54 号）の一部を次のように改正する。

第 18 条の 3 中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第 19 条中「、第 81 条の 6 第 1 項」を削り、同条第 2 号及び第 3 号中「第 81 条の 6 第 1 項の申告書、」を削る。

第 33 条第 3 項中「以下この項及び次項並びに」を「次項及び」に改め、「。）」の次に「（同号ロに掲げるものを除く。以下この項において同じ。）」を加える。

第 80 条第 1 項を次のように改める。

軽自動車税は、軽自動車等に対し、その所有者に課する。

第 80 条第 2 項を削り、同条第 3 項中「種別割」を「軽自動車税」に、「、第 1 項」を「、前項」に、「その使用者に」を「当該軽自動車等の使用者に軽自動車税を」に改め、同項ただし書中「これを課さない」を「この限りでない」に改め、同項を同条第 2 項とする。

第 80 条の 2 の見出し及び同条中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第 81 条第 1 項を次のように改める。

軽自動車等の売買契約において売主が当該軽自動車等の所有権を留保している場合には、買主を軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。

第 81 条第 2 項中「3 輪以上の軽自動車の取得者又は」を削り、同条第 3 項及び第 4 項を削る。

第 81 条の 2 から第 81 条の 9 までを削る。

第 81 条の 10 の見出し及び同条中「種別割」を「軽自動車税」に

改め、同条を第 8 1 条の 2 とする。

第 8 2 条（見出しを含む。）中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第 8 3 条（見出しを含む。）中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第 8 5 条（見出しを含む。）中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第 8 7 条の見出し中「種別割」を「軽自動車税」に改め、同条第 1 項中「種別割」を「軽自動車税」に、「第 3 3 号の 4 の 2 様式」を「第 3 3 号の 4 様式」に改め、同条第 2 項及び第 3 項中「第 3 3 号の 4 の 2 様式」を「第 3 3 号の 4 様式」に改める。

第 8 8 条の見出し中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第 8 9 条（見出しを含む。）中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第 9 0 条の見出し並びに同条第 1 項、第 2 項、第 4 項及び第 5 項中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第 9 1 条第 2 項中「第 8 0 条第 3 項ただし書」を「第 8 0 条第 2 項ただし書」に、「種別割」を「軽自動車税」に改め、同条第 7 項中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

附則第 7 条の 3 の前の見出し及び同条を削る。

附則第 7 条の 3 の 2 に見出しとして「（個人の市民税の住宅借入金等特別税額控除）」を付し、同条第 1 項中「居住年が平成 1 1 年から平成 1 8 年まで又は」を「同法第 4 1 条第 1 項に規定する居住年が」に、「において前条第 1 項の規定の適用を受けないときは」を「には」に、「附則第 5 条の 4 の 2 第 5 項」を「附則第 5 条の 4 第 5 項」に改め、同条第 2 項中「附則第 7 条の 3 の 2 第 1 項」を「附則第 7 条の

3 第 1 項」に改め、同条を附則第 7 条の 3 とする。

附則第 8 条第 1 項中「令和 9 年度」を「令和 1 2 年度」に改め、同条第 2 項中「、附則第 7 条の 3 の 2 第 1 項」を削る。

附則第 1 0 条の 2 第 3 項中「附則第 1 5 条第 1 4 項」を「附則第 1 5 条第 1 3 項」に改め、同条第 4 項中「附則第 1 5 条第 2 1 項」を「附則第 1 5 条第 2 0 項」に改め、同条第 5 項中「附則第 1 5 条第 2 2 項第 1 号」を「附則第 1 5 条第 2 1 項第 1 号」に改め、同条第 6 項中「附則第 1 5 条第 2 2 項第 2 号」を「附則第 1 5 条第 2 1 項第 2 号」に改め、同条第 7 項中「附則第 1 5 条第 2 2 項第 3 号」を「附則第 1 5 条第 2 1 項第 3 号」に改め、同条第 8 項中「附則第 1 5 条第 2 3 項第 1 号」を「附則第 1 5 条第 2 2 項第 1 号」に改め、同条第 9 項中「附則第 1 5 条第 2 3 項第 2 号」を「附則第 1 5 条第 2 2 項第 2 号」に改め、同条第 1 0 項中「附則第 1 5 条第 2 5 項第 1 号イ」を「附則第 1 5 条第 2 4 項第 1 号イ」に、「3 分の 2」を「2 分の 1」に改め、同条第 1 1 項中「附則第 1 5 条第 2 5 項第 1 号ロ」を「附則第 1 5 条第 2 4 項第 1 号ロ」に、「3 分の 2」を「2 分の 1」に改め、同条第 1 2 項中「附則第 1 5 条第 2 5 項第 1 号ハ」を「附則第 1 5 条第 2 4 項第 1 号ハ」に、「3 分の 2」を「2 分の 1」に改め、同条第 1 3 項中「附則第 1 5 条第 2 5 項第 1 号ニ」を「附則第 1 5 条第 2 4 項第 1 号ニ」に、「3 分の 2」を「2 分の 1」に改め、同条第 1 4 項中「附則第 1 5 条第 2 5 項第 2 号」を「附則第 1 5 条第 2 4 項第 2 号」に、「7 分の 6」を「5 分の 3」に改め、同条第 1 5 項中「附則第 1 5 条第 2 5 項第 3 号イ」を「附則第 1 5 条第 2 4 項第 3 号イ」に、「4 分の 3」を「3 分の 2」に改め、同条第 1 6 項中「附則第 1 5 条第 2 5 項第 3 号ロ」を「附則第 1 5 条第 2 4 項第 3 号ロ」に、「4 分の 3」を「3 分の 2」に改め、同条第 1 7 項中「附則第 1 5 条第 2 5 項第 3

号ハ」を「附則第15条第24項第4号」に改め、同条第18項から第20項までを削り、同条第21項中「附則第15条第28項」を「附則第15条第27項」に改め、同項を同条第18項とし、同条第22項中「附則第15条第32項」を「附則第15条第31項」に改め、同項を同条第19項とし、同条第23項中「附則第15条第36項」を「附則第15条第35項」に改め、同項を同条第20項とし、同条第24項中「附則第15条第37項」を「附則第15条第36項」に改め、同項を同条第21項とし、同条第25項中「附則第15条第40項」を「附則第15条第39項」に改め、同項を同条第22項とし、同条第26項中「附則第15条第41項」を「附則第15条第40項」に改め、同項を同条第23項とし、同条中第27項を第24項とし、第28項を第25項とし、同条に次の1項を加える。

26 法附則第15条の11第1項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の1とする。

附則第10条の3第7項中「附則第12条第16項」を「附則第12条第17項」に改め、同条第8項中「附則第12条第19項」を「附則第12条第20項」に改め、同条第9項第4号中「附則第12条第23項」を「附則第12条第24項」に改め、同項第6号中「附則第12条第24項」を「附則第12条第25項」に改め、同条第10項第5号及び第12項第5号中「附則第12条第31項」を「附則第12条第32項」に改め、同条第15項中「附則第12条第19項」を「附則第12条第20項」に改め、同条第16項中「改修実演芸術公演施設」を「改修特別特定建築物」に、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則（平成18年国土交通省令第110号）第10条第2項に規定する通知書の写し及び主として劇場、音楽堂等の活性化に関する法律（平成24年法律第49号）第2条第

2 項に規定する実演芸術の公演の用に供する施設である」を「施行規則附則第 7 条の 2 第 1 項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し及び高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成 18 年法律第 91 号）第 14 条第 1 項に規定する建築物移動等円滑化基準（同条第 3 項の条例で付加した事項を含む。）又は同法第 17 条第 3 項第 1 号に規定する同法第 2 条第 20 号に規定する建築物特定施設の構造及び配置に関する基準に適合する」に改め、同項第 3 号を次のように改める。

- (3) 家屋が高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成 18 年政令第 379 号）第 5 条各号に掲げる特別特定建築物（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第 14 条第 3 項の条例で定める同法第 2 条第 18 号に規定する特定建築物を含む。）のいずれに該当するかの別

附則第 15 条の 2 から第 15 条の 6 までを削る。

附則第 16 条の見出し中「の種別割」を削り、同条第 1 項中「法第 444 条第 3 項に規定する」を「道路運送車両法第 60 条第 1 項後段の規定による」に、「から第 4 項まで」を「及び第 3 項」に改め、「の種別割」を削り、同条第 2 項中「令和 4 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで」を「令和 7 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日まで」に改め、「の種別割」を削り、同条第 3 項中「法第 446 条第 1 項第 3 号」を「同項」に改め、「及び次項」を削り、「令和 4 年 4 月 1 日」を「令和 7 年 4 月 1 日」に、「当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分」を「令和 8 年度分」に改め、「の種別割」を削り、同条第 4 項を削る。

附則第 16 条の 2 の見出し中「の種別割」を削り、同条第 1 項中「の種別割」を削り、「から第 4 項まで」を「又は第 3 項」に改め、同

条第2項及び第3項中「の種別割」を削る。

附則第16条の3第3項第2号、第16条の4第3項第2号及び第17条第3項第2号中「、附則第7条の3第1項及び附則第7条の3の2第1項」を「及び附則第7条の3第1項」に改める。

附則第17条の2第1項中「令和8年度」を「令和11年度」に改め、同条第2項中「令和8年度」を「令和11年度」に、「譲渡をした場合におい」を「譲渡をした場合において」に改める。

附則第18条第5項第2号、第19条第2項第2号及び第20条第2項第2号中「、附則第7条の3第1項及び附則第7条の3の2第1項」を「及び附則第7条の3第1項」に改める。

附則第20条の2第2項第2号及び第5項第2号並びに第20条の3第2項第2号及び第5項第2号中「、第7条の3第1項及び第7条の3の2第1項」を「及び第7条の3第1項」に改める。

## 附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(固定資産税に関する経過措置)

第2条 別段の定めがあるものを除き、この条例による改正後の大田市税条例（次条第1項において「新条例」という。）の規定中固定資産税に関する部分は、令和8年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和7年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 令和6年4月1日から令和8年3月31日までの間に新たに取得された地方税法等の一部を改正する法律（令和8年法律第2号）第1条の規定による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号。次項において「旧法」という。）附則第15条第25項に規定する

特定再生可能エネルギー発電設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

- 3 平成30年4月1日から令和8年3月31日までの間に旧法附則第15条の11第1項に規定する利便性等向上改修工事が行われた同項に規定する改修実演芸術公演施設に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

（軽自動車税に関する経過措置）

第3条 新条例の規定中軽自動車税に関する部分は、令和8年度以後の年度分の軽自動車税について適用する。

- 2 この条例の施行の日前の三輪以上の軽自動車の取得に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。
- 3 令和7年度以前の年度分の軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

（大田市税条例等の一部を改正する条例の一部改正）

第4条 大田市税条例等の一部を改正する条例（平成26年大田市条例第25号）の一部を次のように改正する。

附則第6条中「の種別割」を削る。

## 大田市条例第 18 号

### 大田市都市計画税条例の一部を改正する条例

大田市都市計画税条例（平成 17 年大田市条例第 56 号）の一部を次のように改正する。

附則第 2 項（見出しを含む。）中「附則第 15 条第 14 項」を「附則第 15 条第 13 項」に改める。

附則第 3 項（見出しを含む。）中「附則第 15 条第 32 項」を「附則第 15 条第 31 項」に改める。

附則第 4 項（見出しを含む。）中「附則第 15 条第 36 項」を「附則第 15 条第 35 項」に改める。

附則第 5 項（見出しを含む。）中「附則第 15 条第 37 項」を「附則第 15 条第 36 項」に改める。

附則第 6 項（見出しを含む。）中「附則第 15 条第 41 項」を「附則第 15 条第 40 項」に改める。

附則第 16 項を附則第 17 項とする。

附則第 15 項中「第 9 項、第 13 項から第 17 項まで、第 19 項、第 20 項、第 24 項、第 31 項から第 33 項まで、第 36 項、第 37 項、第 41 項若しくは第 44 項」を「第 8 項、第 12 項から第 16 項まで、第 18 項、第 19 項、第 23 項、第 30 項から第 32 項まで、第 35 項、第 36 項、第 40 項若しくは第 43 項」に改め、同項を附則第 16 項とする。

附則第 14 項中「附則第 8 項及び第 10 項」を「附則第 9 項及び第 11 項」に、「附則第 8 項及び第 11 項」を「附則第 9 項及び第 12 項」に、「附則第 9 項、第 11 項及び第 12 項」を「附則第 10 項、第 12 項及び第 13 項」に、「附則第 11 項から第 13 項まで」を「附則第 12 項から第 14 項まで」に、「附則第 13 項」を「附則第 1

4 項」に改め、同項を附則第 1 5 項とし、附則第 1 3 項を附則第 1 4 項とする。

附則第 1 2 項中「附則第 8 項」を「附則第 9 項」に改め、同項を附則第 1 3 項とする。

附則第 1 1 項中「附則第 8 項」を「附則第 9 項」に改め、同項を附則第 1 2 項とする。

附則第 1 0 項中「附則第 8 項」を「附則第 9 項」に改め、同項を附則第 1 1 項とする。

附則第 9 項を附則第 1 0 項とし、附則第 8 項を附則第 9 項とする。

附則第 7 項の見出し中「改修実演芸術公演施設」を「改修特別特定建築物」に改め、同項中「改修実演芸術公演施設」を「改修特別特定建築物」に、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則（平成 1 8 年国土交通省令第 1 1 0 号）第 1 0 条第 2 項に規定する通知書の写し及び主として劇場、音楽堂等の活性化に関する法律（平成 2 4 年法律第 4 9 号）第 2 条第 2 項に規定する実演芸術の公演の用に供する施設である」を「地方税法施行規則（昭和 2 9 年総理府令第 2 3 号）附則第 7 条の 2 第 1 項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し及び高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成 1 8 年法律第 9 1 号）第 1 4 条第 1 項に規定する建築物移動等円滑化基準（同条第 3 項の条例で付加した事項を含む。）又は同法第 1 7 条第 3 項第 1 号に規定する同法第 2 条第 2 0 号に規定する建築物特定施設の構造及び配置に関する基準に適合する」に改め、同項第 3 号を次のように改める。

- (3) 家屋が高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成 1 8 年政令第 3 7 9 号）第 5 条各号に掲げる特別特定建築物（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法

律第 14 条第 3 項の条例で定める同法第 2 条第 18 号に規定する  
特定建築物を含む。) のいずれに該当するかの別

附則第 7 項を附則第 8 項とし、附則第 6 項の次に次の 1 項を加える。

(法附則第 15 条の 11 第 1 項の条例で定める割合)

- 7 法附則第 15 条の 11 第 1 項に規定する市町村の条例で定める割合は 3 分の 1 とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 次項に定めるものを除き、この条例による改正後の大田市都市計画税条例の規定は、令和 8 年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和 7 年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。
- 3 平成 30 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までの間に地方税法等の一部を改正する法律（令和 8 年法律第 2 号）第 1 条の規定による改正前の地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）附則第 15 条の 11 第 1 項に規定する利便性等向上改修工事が行われた同項に規定する改修実演芸術公演施設に対して課する都市計画税については、なお従前の例による。